

令和 7 年 9 月 10 日

加入事業所 事業主 各位

東京都中央区蛸殻町 1-16-1

EDGE 日本橋蛸殻町ビル 6F

エンターテイメント健康保険組合

(公印省略)

「令和 7 年度被扶養者資格再確認の実施」について

拝啓

時下ますますご清栄のことと存じます。平素は当健保組合の事業運営につき格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和 7 年度の被扶養者資格再確認（以降「検認」と呼びます）を下記の通り実施します。検認は、被扶養者の現況確認だけでなく事業主と被保険者の保険料負担の軽減につながりますので、ご多忙のところ恐縮ですがご理解とご協力をお願い致します。（実施理由並びに法的根拠は 3 ページ（検認を実施する理由）をご確認ください。）

関係各位、並びに対象となる被保険者の皆さまへ周知のほど宜しくお願い致します。また、社会保険労務士事務所等へ委託される場合は、委託先との情報共有をお願い致します。

記

①【送付物】

- ① 「令和 7 年度被扶養者資格再確認の実施について」（本紙）
- ② 令和 7 年度被扶養者資格調査対象者リスト
- ③ 判定方法
- ④ よくある質問（事業主用）
- ⑤ よくある質問（被保険者用）
- ⑥ 健康保険被扶養者資格再確認調査票
- ⑦ 「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書
- ⑧ 返信用封筒（被扶養者資格再確認調査票返信用）

②【実施方法】

- (1) 添付の「②被扶養者資格調査対象者リスト」に記載の対象者について下記 i ～ iii のいずれかの方法により実施ください。事前に添付の「③判定方法」と「④よくある質問（事業主用）」とをご確認ください。調査は主に次の書類を利用して実施いただくことになります。

- ・「⑥健康保険被扶養者資格再確認調査票」（以降「調査票」と呼びます）
- ・「⑤よくある質問（被保険者用）」

i. メールで実施する場合

- ・健保 HP より⑥調査票と⑤「よくある質問（被保険者用）」をダウンロードしてください。
- ・上記の調査票に被保険者ごとに、対象となる被扶養者名を入力ください。

裏面に続きます

・上記の調査票と「よくある質問（被保険者用）」を被保険者に送信し、調査票に回答後メールで返信するようご依頼ください。

ii. 郵送で実施する場合

- ・調査票と添付の「よくある質問（被保険者用）」を対象の被保険者数分コピーして下さい。
- ・上記の調査票に被保険者ごとに、対象となる被扶養者を記入ください。
- ・上記の調査票と「よくある質問（被保険者用）」を被保険者に郵送し、期日までに返送するようご依頼ください。

iii. 電話で実施する場合

- ・対象者に対して、調査票を用いて検認対象者リストの確認区分のうち確認が必要な項目（黄色部分）についてヒアリングし、調査票に結果を記載ください。

(2) ・(1) の結果を踏まえて検認対象者リストのⅠ列～Ⅳ列に確認結果を記載ください。

- ・検認対象者リストの事業主欄にご担当者名と連絡先電話番号を記載ください。複数ページにわたる場合は1ページにのみ記載ください。

(3) 対象者全員の調査終了後に下記をコピーし、1部を健保組合宛てに送付ください。

- ・検認対象者リスト
- ・調査票

提出期限：10月16日（木）必着

注意：添付の返信用封筒には、他の書類と混在させないでください。

手続きが遅れる可能性があります。

※削除となる方の取扱いについては④【扶養削除手続きについて】をご確認ください。

③【調査対象者について】

令和7年8月28日現在の被扶養者の方で、マイナンバーによる情報連携で1)～3)のいずれかに該当する方

1) 令和6年度収入額が下記i～iiiのいずれかに該当する方

i：60歳以上と障がい者：180万円以上

ii：23歳以上かつ60歳未満（障がい者除く）：130万円以上

iii：19歳以上23歳未満：150万円以上

2) 被保険者と別居している方（今回の調査では配偶者と実子はすべて同居扱いとします）

3) 健保への届出の住所区分（同居か別居）がお住まいの市区町村の情報と相違がある方

4) 他の健康保険と重複加入している可能性がある方

但し、下記の①、②に該当する方は調査対象者から除いています。

① 令和8年4月1日時点において19歳未満となる方

② 令和7年1月1日以降に被扶養者と認定された方

※検認対象者リストについて

今回お送りしたリストは令和7年8月28日までに健保組合が「被保険者資格喪失届」や「被扶養者（削除）届」を受け付けた最新情報で作成しておりますが、手続き遅れによりリストに残っている場合は、J列の判定欄に”対象外”と記載ください。

④【扶養削除手続きについて】

扶養削除理由により次の通り異なります。

次ページに続きます

1) 重複加入（他の健康保険に加入している）の方

下記を速やかに健保組合宛てに送付ください。

- ・対象者の被保険者証（令和6年12月2日以降の加入者は除きます）
- ・現在加入している被保険者証又は資格確認書のコピー
- ・「健康保険被扶養者（削除）届」

※削除日は、現在加入している健康保険の加入日を記入ください。

2) 対象者の収入が基準を超えている等、扶養条件を満たさないことから扶養から外れる方

下記を11月7日（金）までに健保組合宛てに送付ください。

- ・対象者の被保険者証（令和6年12月2日以降の加入者は除きます）
- ・「健康保険被扶養者（削除）届」

※削除日は、令和7年11月1日と記載ください。

※新たに国民健康保険に加入するために資格喪失証明が必要な場合は、「健康保険被扶養者（削除）届」の備考欄に喪失証明書発行希望と記載ください。

下記の①②のいずれかに該当する場合も令和7年11月1日付で被扶養者資格を失います。

（根拠：健康保険法施行規則第50条9項）

- ① 検認対象者リストを提出期限（令和7年10月16日（木））迄に提出されない場合
- ② 判定により扶養から外れる方が「健康保険被扶養者（削除）届」を提出期限（令和7年11月7日（金））迄に提出されない場合

※削除後に被扶養者への登録を希望する場合は、改めて被扶養者追加申請手続きが必要となります。

⑤【お問い合わせ先】

エンターテイメント健康保険組合 検認担当

✉ : tekiyou@entertainment-kenpo.or.jp

※誠に勝手ながら、お問い合わせはメールに限定させていただきます。

ご理解ご協力の程宜しくお願い致します。

以 上

（参考）

● 検認を実施する理由

保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただく為。

（健康保険法施行規則第50条「被保険者証の検認又は更新」）

保険者（健康保険組合）は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なくこれを保険者に提出しなければならない。

3 被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類を求められたときは、遅滞なくこれを事業主に提出しなければならない。

4～8 略

9 第一項の規定により検認または更新を行う場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は無効とする。